

釧 契 第 241001 号  
2025年（令和7年）12月4日

関係各事業者団体 各位

釧路市長 鶴間 秀典

建設工事等における保証証書の電子化対応に係る関連サービス追加について

2023年（令和5年）9月28日付で通知した「建設工事等における保証証書の電子化への対応について」より、保証証書の電子化への対応を開始しておりますが、今般、国土交通省より通知があり、一般社団法人日本損害保険協会において電子証書等閲覧サービス「保証証券等確認システム」の運用を開始する旨のお知らせがありました。

つきましては、当市における保証証書の確認にあたって同システムを活用することと致しますので、お知らせいたします。

## 記

### 1 システムの詳細

一般社団法人日本損害保険協会が導入した保証証券等確認システムです。

使用方法のマニュアルや利用保険会社等は以下URL（一般社団法人日本損害保険協会WEBページ）に掲載されていますのでご参照ください。

（<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/syouken/kakunin/index.html>）

### 2 適用年月日：2025年（令和7年）12月1日以降に提出する保証証書より

### 3 事務の流れ

#### （1）保証証券等確認システムによる取扱い

①受注者は代理店等から提供される「発注者提出用フォーマット」に「閲覧用URL」「工事名」「受注者名」を追記の上、別紙「電子証書等メール送信先一覧」をご確認いただき、該当する宛先へメールを送信しお知らせください。

②釧路市はお知らせいただいた「発注者提出用フォーマット」を用いて、保証証券等確認システムを活用し、電子証書を確認します。保証内容確認後、契約等の手続きを行います。

#### （2）電子メールによる取扱い

①別紙「電子証書等メール送信先一覧」をご確認いただき、該当する宛先へPDF形式

で発行された保証証書を送信してください。（保証証書発行事業者から送付も可）  
②釧路市は送付いただいたメールを確認し、保証内容確認後、契約等の手続きを行います。

※電子証書等閲覧サービスを活用できる場合は、活用することを原則とし、活用できない場合にのみ（2）電子メールによる取扱いにて対応いたします。

釧路市総務部契約管理課契約係 村上  
TEL:0154-31-4508／FAX : 0154-25-9505  
Mail [ke-keiyaku@city.kushiro.lg.jp](mailto:ke-keiyaku@city.kushiro.lg.jp)